

令和元年 第9回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

| | | | | |
|--------------------|---|-----------|------|---------|
| 1 会 議 名 | 令和元年 第9回美瑛町農業委員会総会 | | | |
| 2 会 議 の 日 時 | 令和元年 10月1日 午前9時47分～午前10時50分 | | | |
| 3 会 議 の 場 所 | 役場4階 委員会室 | | | |
| 4 会議の出席委員 (15名) | 1 番 | 森 平 敏 文 | 2 番 | 古 川 勝 義 |
| | 3 番 | 谷 本 憲 一 | 4 番 | 上 村 昌 規 |
| | 5 番 | 佐 藤 千 代 志 | 6 番 | 大 場 男 |
| | 7 番 | 打 田 佳 史 | 8 番 | 福 家 敏 春 |
| | 9 番 | 平 間 初 美 | 10 番 | 浦 島 規 生 |
| | 11 番 | 荒 川 博 彦 | 12 番 | 斉 藤 幸 一 |
| | 13 番 | 谷 口 学 | 14 番 | 只 野 透 |
| | 15 番 | 川 崎 章 道 | | |
| 5 欠席委員 (名) | | | | |
| 6 議事日程 | <p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画(案)について (令和元年10月4日公告予定分)</p> <p>日程第11 議案第8号 農用地の買入協議に係る要請について</p> | | | |
| 7 事 務 局 | 事務局長 川 合 実智代 係 長 山 口 祐 弥 主事補 佐藤 麻由佳 | | | |

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長

定刻より少し早いですけれども、ただいまから、令和元年第9回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じこの憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心も体もすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さんおはようございます。今日から10月ということで、収穫期も後半を迎え、9月中はちょっと天候も不順で、なかなか蒔き物、あるいは収穫が遅れるというようなことで、若干心配をしておりましたけれども、20日過ぎから、良い天候に恵まれまして、追いついたかどうか分かりませんが、麦蒔きも順調に進み、予定どおりの方向で進んでいるのかなと思います。

また今日の現地確認は6時45分に集まっていたいて、9時半過ぎまで、たいへん2班の皆さんには、早朝よりご協力いただきましたこと、お礼を申し上げるところでございます。

冒頭、農業委員3期9年務められました■■■■さんが、9月にたまたま仕事に、不慮の事故で亡くなるという、私も電話で聞きまして、たいへん驚いたところであります。■■■さんは(みなさんご存じのとおり)ああいう独特のキャラを持っていました。実は3回(一緒に)海外研修に行きました。その3回ともですね、ほんとは、昨日のことのよう思い出されることがたくさんある方でありました。不慮の事故ってというのはこういうものかなと、委員の皆さんも是非、日頃、当然注意を払っていると思いますけれども、特に収穫時期でございますので、くれぐれも事故のないように、そして、家族の皆さんも、そういう事故に巻き込まれないように注意して、良い出来秋が来ることを期待するところであります。

もう既に報道のとおり、アメリカがTPP離脱しましたけ

れども、今のトランプ大統領が、日本に対してやっぱりTPP並みのということで、日本の政治も、それに折れてやはり輸入攻勢がまた強まるということが予想されております。

私も何回かお話ししましたけれども、ぜひ、そういう外圧に負けないでそれぞれ工夫しながら、後継者のために、地域のために頑張っていたいただければと思います。

また、中山間、あるいは多面が来年からまた新たな期になります。中山間におきましては、傾斜地の部分での耕作農地が、今までは認可されたにもかかわらず、荒らしていくと5年間に遡って補助金を返還しなくてはならないということでありましたけれども、今回の要領見ますと、1年限りというように変更があるようです。しかし、なにか地域加算が、少し今まで以上に厳しくなるというようなことで、また、農業委員の皆さんにはいろいろと方法が変わるということで、大変だと思いますけれども、よろしくお願いをするところであります。

今日はですね、皆さんそれぞれ収穫を控えているということで、できれば、スムーズに進行していただいて、短時間のうちに終わらせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○事務局長 それでは会議規則第4条の規定により、議事の進行は川崎会長にお願いいたします。

○議 長 これより会議を開きます。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、4番、上村委員、10番、浦島委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番、9月2日、令和元年第8回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。

2番、9月2日、令和元年第1回農地部会が開催され、会長外14委員が出席しております。

3番、9月15日、第48回開拓記念式典が開催され、会長外6委員が出席しております。

4番、9月18日、19日の両日、美瑛町議会第6回定例会が開催され、会長が出席しております。以上です。

○議長　　これで諸般の報告を終わります。

○議長　　日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を、議題とします。

議案第1号、番号1番と番号2番については、一括して、審議いたします。議案第1号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局　　議案第1号、土地の現況証明願書の交付について。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった[]さん、[]さん外1件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めます。

番号1番、土地の表示字名、[]。地番[]外1筆、地目、登記簿、田。現況、非農地。面積計[]m²です。土地の所有者及び申請人 美瑛町[]さん[]さん、二者の共有です。農用地区域外、都市計画区域内、第2種住居地域です。

この土地につきましては、30年前まで田の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記を予定しているものであります。以上です。

○議長　　ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります[]委員からの補足説明をお願いいたします。

○[]委員　　ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。都市計画区域内ということで、問題ないかと思われれます。どうかご審議の方をお願いします。

○議長　　ありがとうございました。

続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局　　番号2番、土地の表示、字名、[]、地番、[]、地目、登記簿田、現況非農地、面積[]m²です。土地所有者及び申請人[]さん。農用地区域外、都市計画区域内、第1種低層住居専用地域です。

この土地につきましては、30年前まで田の利用でしたが、現在は、農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 この土地に関しましても、先ほど確認いたしまして、都市計画区域内ということで、どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
番号1番と番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、今朝ほど、2班で現地確認をしてまいりました。地区担当の■■■■委員の説明のあったとおり、何ら問題ないというふうに2班としては判断いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより、番号1番と番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第1号、番号1番と番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番については、■■番、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■■委員の退席をお願いします。
【■■■■委員退席】

○議 長 それでは、議案第2号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更について、除外。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による、農用地区域の除外について、同法施行規則第3の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。

番号1番、字[]、登記簿、現況ともに畑。面積[]㎡。所有者、[]さん。申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号1番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、今朝ほど2班で現地を調査してまいりました。2班としては問題ないということで確認をしてまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
議案第2号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
[]委員の入場を認めます。
【[]委員入場】

○議 長 []委員にお知らせいたします。本件は原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、字[]、登記簿、現況ともに畑。面積[]㎡。所有者、[]さん。申出者 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。
許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号2番について、現地調査の結果を、斉藤班長よりお願いいたします。

- 斉藤班長 はい、2班としては、この土地についても、問題ないという
ことで判断をしてまいりました。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、番号2番について質疑に入ります。発言のある
方は挙手願ひます。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第2号、番号2番について、
原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひます。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、番号3番について事務局から説明をお願ひしま
す。
- 事務局 番号3番、字■■■■、■■■■。登記簿、現況ともに畑。面積
■■■■㎡。所有者、字■■■■さん。申出書 美瑛町。
除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由とし
ては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以
上で説明を終わります。
- 議 長 番号3番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願ひ
いたします。
- 斉藤班長 2班としては問題ないというふうに判断をしてまいりまし
たが、何せもう物件があるというところですから、仕方がな
いのかなど、2班としては判断をしてまいりました。
よろしくご審議をいただきたいと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
これより番号3番について、質疑に入ります。発言のある
方は、挙手願ひます。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認め、それでは採決いたします。
議案第2号、番号3番について、原案どおり決定するこ
とに、賛成の方は挙手願ひます。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、番号4番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 今後4番、字[]、[]、登記簿、現況ともに畑。面積[]m²。所有者、[]。申出書 美瑛町。除外目的は、現況等を考慮しての除外です。許可理由としては、国が示したガイドラインに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議長 番号4番について、現地調査の結果を、斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、この場所ですね、ちょっと地元の人でないとなかなか分からないような山深い所っていいですか、そういう場所でありました。2班としては問題ないというふうに判断をいたしました。耕作するにもなかなか条件が整わないところではないかなと判断してまいりましたので、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。
これより、番号4番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。議案第2号、番号4番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転。農地法第3条の規定による農地の所有権設定申請のあった、譲渡人 []さん、譲受人 []さんの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字 []、地番 []、面積 []m²につきましては、譲渡人 []さんから、譲受人 []さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所は JR 美瑛駅から南に約 []kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は該当農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、との

ことです。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

詳細につきましては、議案3頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ■■■■さんと■■■■さんは、数年前にこの農地ほとんどを購入した経過があって、今回何か残っていたという部分を売買ってという形で、(議案に)載っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○議 長 これより、議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による、許可申請について、使用貸借の件を議題とします。

議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借。

農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定申請のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、字■■■■、地番■■■■外15筆。面積計117,751㎡につきましては、貸主 ■■■■さんから借主 ■■■■さんへの使用貸借権設定申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から北東に約■■■kmの箇所で、使用貸借権設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付したい。借主は自己の営農確立させるため、申請地を使用貸借により借り受けたいとのこと。

本件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われます。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしていると思われます。

詳細につきましては、議案4頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。後継者の■■■■君は、大学を卒業後、2年間海外のほうで研修をし、就農をしております。またお父さんは、■■■■さんでありまして、■■■■のほうに長年勤められ、その間お母さんであります■■■■さんと、2人で営農をしておりました。

また地域の中でも、いち早くトマト栽培を始め、また近年私たちの地域では、新規就農者のトマト農家が増えてきておりますが、その良き相談相手として頑張っております。地域といたしましても、若い後継者のリーダーとして期待をしているところでありますので、審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

○議長 長 ありがとうございました。

これより、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。

議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のあった、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。

番号1番、字■■■■の内外1筆、地目、登記簿、現況ともに畑。面積計4,536㎡。申請箇所はJR美瑛から北西に約■■■■kmの箇所で、土地所有者■■■■さんによる、

搾乳牛舎新築のための転用許可申請です。

申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて用途変更申請中であり、都市計画区域外となっております。

農用地の転用は原則不許可ですが、搾乳牛舎新築に伴う転用であるため、農地法第4条第6項に該当する農振内農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することが出来るとされており、転用はやむを得ないと認められます。

詳細につきましては、議案5頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■から補足説明をいたします。

○■■■ 議案書に書いてありますとおり、転用目的が、搾乳牛舎の新築と転用理由がここに書いてありますけれども、実は■■■君も64才になります。2年前より札幌で勤務されておりました息子さんが、帰って来て■■■君自身は規模拡大という意向はありませんでしたけれども、息子が帰ってきたということで、息子がやはり近代的な牛舎で搾乳業を規模拡大して経営をしたいというようなことで、国の事業によりまして、今回、農地法第4条の規定による許可申請について、案件を出させていただきました。そういうことで、どうか審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 議案第5号につきまして、現地調査の結果を斉藤班長よりお願いいたします。

○斉藤班長 はい、今朝ほど現地を確認してまいりました。若干、土地の修正等はあるというふうにご本人からお聞きしましたけれども、何ら問題ないというふうにも2班としては判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。



○議 長 ありがとうございます。
これより、議案第5号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第5号についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第9、議案第6号、農地法第5条の規定による、許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
- 議 長 議案第6号、番号1番と番号2番については、関連性がありますので、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借。
 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請があった、所有者 ■■■■■さん、転用者 ■■■■■外1件の許可の可否について審議を求めるものです。
 番号1番、字名、字■■■、地番■■■の内、地目、登記簿、現況共に田。面積は■■■㎡。申請箇所はJR美瑛駅から南に約■■kmの箇所で、土地所有者 ■■■■■さん、転用計画者は、■■■■■です。契約種別は使用貸借権設定で、農業機械格納庫建設のための転用許可申請です。
 申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地で、農林課に用途変更申請中です。
 農用地の転用は原則不許可ですが、農業機械格納庫建設に伴う転用であるため、農地法第5条第2項に該当する農業用施設用地にて設置する農業用施設に該当し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に該当するため、許可することができるとされており、転用はやむを得ないと認められます。
 続きまして番号2番、土地の表示は番号1番と同じで、こちらは面積■■■㎡。所有者、転用計画者共番号1番と同じです。こちらは観光用ヘリコプターの離発着場の造成のため、一時転用による転用許可申請です。
 申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地です。農用地の転用は原則不許可ですが、振興局等に照会の結果、農地法施行規則第1条第1項、都市住民と農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設に該当し、本件は一時転用で3年間の期間限定ではありますが、許可することができると回答がありましたので、転用はやむを得ないと認められます。
 詳細につきましては、議案6頁、7頁をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員からの補足説明をお願いします。

- 委員 はい。この件につきましては以前8月ですか、農地パトロールでの隣の土地ということで、皆様も現地を見てきたかと思えます。その時点で一部、火山灰等入れておりましたが、中止してもらっております。農業施設、格納庫の建設予定地またはヘリコプターの離発着場ということで、地域内外いろいろあると思えますけど、ヘリコプターに関しては地区内もいろいろ恩恵もあるかと思えます。格納庫につきましては、新星地区の土地もたくさん買ってあります。それに伴い、農作業機械等も多くなり、格納する場所が足りないということで、今回の申請になったと思えます。
審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 議案第6号、番号1番と番号2番について、現地調査の結果を斉藤班長よりお願ひします。
- 斉藤班長 はい。この1番と2番につきましては、農地パトロールで、皆さん見ていただいているということで、2班としては、今日は現地調査を行ってはおりません。皆さんに見ていただいたということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。
- 議 長 失礼しました。
これより、議案第6号、番号1番と番号2番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願ひします。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第6号、番号1番と番号2番についての件を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画案について、令和元年10月4日、公告予定分の件を議題とします。
議案第7号、番号1番から番号16番までの件は、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願ひします。
- 事務局 議案第7号、農用地利用集積計画案について、令和元年第9回、令和元年10月4日公告予定分。
さん外15件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転16件について申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案について審議をお願ひいたします。

番号1番は[]さんの規模縮小のため、経営地の一部を隣地の耕作者へ売買するものです。

番号1番、字[]さんから、字[]さんへの売買。畑1筆、[]m²。[]円で、10a当り[]万円です。

番号2番から16番は、保有合理化事業による5年間及び10年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売り渡しになるものです。

番号2番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑7筆、9万161m²。[]万円で、10a当り[]円です。

番号3番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。田1筆、畑7筆、計5万3,605m²。[]円で、10a当り田、畑ともに[]万円です。

番号4番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑15筆、8万5,812.06m²。[]円で、10a当り[]万円です。

番号5番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。田6筆、畑15筆、18万6,528m²。[]円で、10a当り田[]円、畑[]万円です。

番号6番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑6筆、9万3,776m²。[]万円で、10a当り[]円です。

番号7番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。田2筆、3万2,372m²。[]円で10a当り[]円です。

番号8番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑26筆、13万9,446m²。[]万円で10a当り[]円です。

番号9番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑7筆、11万878m²。[]円で10a当り[]万円です。

番号10番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑5筆、9万9,283m²。[]万円で、10a当り[]円です。

番号11番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。畑16筆、13万4,642m²。[]万円で10a当り[]円です。

番号12番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。田3筆、畑1筆、計1万5,819m²。[]円で10a当り田、畑ともに[]万円です。

番号13番、北海道農業公社から字[]さんへの売買。田8筆、畑1筆、計3万5,326m²。[]万円で10a当り田[]円、畑[]万円です。

番号14番、北海道農業公社から字[]さん

への売買。田 6 筆、3 万 1,247 m²。■■■■■■■■■■円で 10 a 当り ■■■■■■■■円です。

番号 15 番、北海道農業公社から字■■■■■■■■■■さんへの売買。田 1 筆、■■■■■■■■■■m²。■■■■■■■■■■円で 10 a 当り ■■■■■■■■万円です。

番号 16 番、北海道農業公社から字■■■■■■■■■■さんへの売買。田 5 筆、2 万 3,768 m²。■■■■■■■■■■円で 10 a 当り ■■■■■■■■円です。

以上設定を受ける者 16 件、14 名、1 法人。設定をする者 16 件、1 名、1 法人。田 32 筆、18 万 6,851 m²。畑 107 筆、98 万 2,169.06 m²。計 139 筆、116 万 9,020.06 m²。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 7 号、番号 1 番から番号 16 番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第 7 号、番号 1 番から番号 16 番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 11、議案第 8 号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。
議案第 8 号、番号 1 番については ■■■番、■■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定により、■■■■委員の退席をお願いいたします。
【■■■■委員退席】

○議 長 議案第 8 号、番号 1 番について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第 8 号、農用地の買入協議に係る要請について。
農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった、■■■■さん外 10 件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 16 条第 2 項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。
なお、本日この要請が決定されると、農業委員会から美瑛

町に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから、3週間の間に買入協議を行うことになります。

1番、申出者は美瑛町字[]さん。農用地は字[]外6筆、計7筆、7万1,383㎡。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字[][]さんです。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第8号、番号1番について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは採決いたします。議案第8号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。[]委員の入場を認めます。

【[]委員入場】

○議 長 本件は原案どおり決定されたことを、お知らせします。

○議 長 議案第8号、番号2番から番号11番については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 2番、申出者は美瑛町[]さん。農用地は字[]外8筆、計9筆、6万751㎡。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字[][]です。

3番、申出者は美瑛町字[]さん。農用地は字[]外1筆、計2筆、1万242㎡。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字[][]さんです。

4番、申出者は美瑛町字[]さん。農用地は字[]外1筆、計2筆、8,351㎡。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字[][]さんです。

5番、申出者は美瑛町字[]さん。農用地は字[]外12筆、計13筆、17万2,281㎡。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字[][][]さん及び字[][]さんです。

6番、申出者は[]

さん。農用地は字、1筆、 m^2 。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字です。

7番、申出者は、美瑛町字さん。農用地は、字外17筆、計18筆、13万9,081 m^2 。申出年月日は、令和元年9月18日で借受予定者は字です。

8番、申出者は美瑛町字さん。農用地は字、1筆、 m^2 。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字です。

9番、申出者はさん、さん。農用地は字、1筆、 m^2 。申出年月日は、令和元年9月18日で借受予定者は字です。

10番、申出者は、美瑛町字さん。農用地は字、1筆、 m^2 。申出年月日は令和元年9月18日で、借受予定者は字です。

11番、申出者は美瑛町字さん。農用地は字外10筆、計11筆、17万581 m^2 。申出年月日は令和元9月18日で、借受予定者は字さん。以上11件です。

今回審議をいただいた案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回11月の総会で、集積計画にて公社へ売買され、1月の総会以降に認定農業者の方への貸し付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第8号、番号2番から番号11番について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは採決いたします。議案第8号、番号2番から番号11番について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和元年第9回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。
ありがとうございました。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和元年10月1日

美瑛町農業委員会長

川崎章道

美瑛町農業委員

上村昌規

美瑛町農業委員

浦島規生